

③県庁における温室効果ガスの排出削減（県庁グリーン化率先行動プラン）

【現状】

●本県では、県が率先して温室効果ガスの排出削減に取り組むため、「県庁グリーン化率先行動プラン（平成12年3月）」を策定し、これに基づく施策を講じてきました。2013（平成25）年度と比較した2020（令和2）年度の実績は以下のとおりです。（図5、表4参照）

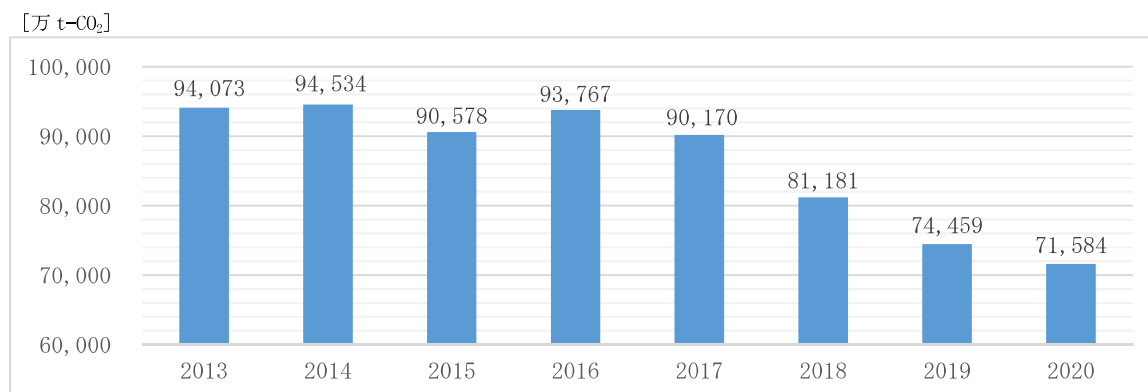


図5 県庁における二酸化炭素排出量の推移

表4 県庁グリーン化率先行動プランの取組結果

行動目標	2013年度(平成25年度)	2020年度(令和2年度)	
ア 省資源、省エネルギーの推進			
①電気使用量の削減	エネルギー使用量 69,700 t-CO ₂ (CO ₂ 換算)	エネルギー使用量 50,009 t-CO ₂ (CO ₂ 換算)	(▲28%)
	電気 110,635 MWh	電気 106,628 MWh	(▲4%)
②冷暖房用等燃料使用量の削減	エネルギー使用量 20,192 t-CO ₂ (CO ₂ 換算)	エネルギー使用量 18,393 t-CO ₂ (CO ₂ 換算)	(▲9%)
	A重油 4,450 kL	注) A重油 3,080 kL	(▲31%)
	灯油 2,453 kL	灯油 2,313 kL	(▲6%)
	都市ガス 735 千m ³ プロパンガス 58 千m ³	注) 都市ガス 1,793 千m ³ プロパンガス 44 千m ³	(+144%) (▲25%)
③公用車の燃料使用量の削減	エネルギー使用量 4,182 t-CO ₂ (CO ₂ 換算)	エネルギー使用量 3,183 t-CO ₂ (CO ₂ 換算)	(▲24%)
	ガソリン 1,574 kL	ガソリン 1,243 kL	(▲21%)
	軽油 206 kL	軽油 116 kL	(▲44%)
④水使用量の削減	982 千m ³	915 千m ³	(▲7%)
イ 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進			
⑤可燃ごみ排出量の削減	1,328 t	1,147 t	(▲14%)
⑥用紙類の使用量の削減	144,067 千枚	145,090 千枚	(+1%)

ウ グリーン購入の推進				
⑦環境配慮型自動車の導入(更新車両(警察, 特殊車両除く)に占める環境配慮型自動車の割合)	33 %	73 %	—	
二酸化炭素排出量の削減	94,073 t-CO ₂	71,584 t-CO ₂	(▲24%)	

注)環境負荷の低減を図るため、温室効果ガスの排出が多いA重油の使用量を低減し、都市ガスの使用量を増加しました。

- 環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001を、本庁舎(2004年認証)、県保健環境センター(1999年認証)及び県工業試験場(2000年認証)において認証取得し、省エネ・省資源などの取組を推進しています。
- 東日本大震災以降の節電の取組として、例えば、本庁舎では、廊下部分の空調停止や消灯、エレベーター内部照明のLED化、空調運転時間の短縮、省エネ型自動販売機の導入などを行い、震災前から約2割の節電を行いました。
- 工業試験場や能登空港ターミナルビル、いしかわ動物園などの施設に太陽光発電を、砂防堰堤に小水力発電(民間事業者が実施)を導入しているほか、下水処理場において、温室効果ガスであるメタンガスを活用したバイオマス発電を導入することで、温室効果ガスの排出削減に努めています。
- その他、昼休み・時間外等の不要な照明の消灯、両面印刷や片面使用済みコピー用紙の再利用の徹底、県庁エコ通勤の日におけるマイカー通勤自粛の呼びかけ、全ての出先機関におけるいしかわ事業者版環境ISO登録などの取組により、県庁全体で環境マネジメントシステムの導入による温室効果ガスの排出削減・廃棄物の減量化等に努めています。

【課題】

- 県庁全体において、率先して省エネ・省資源・リサイクルや再生可能エネルギーの導入に取り組んでいく必要があります。

【目指すべき環境の姿】

2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比で60%削減

<目標設定の考え方>

- ・国自らの取組を定めた「政府実行計画」では、2030(令和12)年度の温室効果ガス排出量を2013(平成25)年度比50%削減することを目標としています。
- ・県が率先して取組を推進するため、県庁全体で、2030(令和12)年度における温室効果ガス排出量を、国を上回る2013(平成25)年度比60%削減することとします。

【取組の方向性】

- 県庁グリーン化率先行動プランの目標の達成に向け、県庁全体で主に次の取組を実行します。

<県有施設の省エネ化等の推進>

●再生可能エネルギー・省エネ設備の導入等

- ・2030年度に設置可能な県有施設の50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指します。
- ・既存設備を含めた県有施設全体のLED照明の導入割合を2030年度までに100%とすることを目指します。
- ・施設の新築にあたっては、低コスト化のための技術開発等の動向を踏まえつつ、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready⁷相当を目指すとともに、再生可能エネルギーの導入に努めます。
- ・施設の改修時には、可能な限り、最新の省エネ設備の導入や断熱化等を図り、ZEB Ready相当を目指すとともに、再生可能エネルギー設備の導入に努めます。
- ・再生可能エネルギーの導入や省エネの徹底を図った上で、2030年度までに県全体で調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー由来電力とすることを目指します。

●県有施設全体での環境配慮の推進

- ・現在、全ての県の出先機関がいしかわ事業者版環境ISOに登録していますが、いしかわ事業者版環境ISOの登録を進め、県有施設全体で省エネ・省資源化の取組を推進します。

6 ZEB Ready (ゼブ・レディ) とは、Net Zero Energy Building Ready の略称で、再生可能エネルギーを除き、省エネ技術で基準一次エネルギー消費量(断熱使用、設備毎等により定められる標準的な一次エネルギー消費量で、省エネルギー基準は2016年)を50%以上の削減を実現している建築物

<公用車の省エネ化の推進>

●環境配慮型自動車の導入

- ・ 公用車については、代替可能な環境配慮型自動車がない場合等を除き、既存車両を含め、2030年度までに全て環境配慮型自動車とすることを目指します。（警察、特殊車両を除く）
- ・ 近距離の移動が多い機関では、可能な限り電気自動車を導入します。
- ・ 災害時の非常用電源として活用できる電気自動車の有用性を広めるため、V2H⁸を設置します。
- ・ 水素を活用した燃料電池自動車を導入します。

●エコドライブの推進

- ・ ふんわりアクセル e スタート（発進から5秒で時速20km）により、燃費が10%向上することなどを職員に周知し、職員のエコドライブ意識を高めます。

[エコドライブの例]

- ・ 不要なアイドリングの停止
- ・ 減速時に早めにアクセルを離す（燃費が2%向上）
- ・ 急発進、急加速を行わないなど、経済的な運転の実施
- ・ タイヤ空気圧の調整など、定期的な車の整備を実施

●自動車利用の抑制

- ・ 公用車の効率的利用を図り、保有台数の見直しを推進します。
- ・ 出張時は、可能な限り公共交通機関を利用（近距離の場合は徒歩）します。
- ・ 県庁エコ通勤の日にマイカー通勤自粛を呼びかけるなど、公共交通機関の利用や自転車・徒歩での通勤を推進します。
- ・ テレワークやウェブ会議システムの活用を推進することで、自動車の使用を抑制します。

<各庁舎における省エネ化・省資源化>

●プラスチックごみの削減

- ・ 率先して使い捨てプラスチックごみの削減に努めます。

[行動例]

- ・ 会議等において、グラスでの飲料提供や参加者へのマイボトル持参の推奨等により、ペットボトル飲料を提供しないよう努めます。
- ・ イベント等の開催時には、参加者にマイバック・マイボトルの持参を呼びかける等により、レジ袋やペットボトル飲料の使用抑制に努めるほか、廃棄物の減量化や省エネに努めます。
- ・ 県庁の食堂や売店における使い捨てプラスチックの削減に努めます。
- ・ その他、庁内放送等により、使い捨てプラスチックの使用抑制やリサイクルの徹底などを呼びかけます。

7 V2Hとは、Vehicle to Homeの略称で、「建物から電気自動車(EV)への充電」と「EVから建物への給電」ができる機器

●可燃ごみの削減

- ・職場におけるごみの分別・リサイクル、可燃ごみの削減を徹底します。

[行動例]

- ・資源である雑がみの分別の徹底
- ・シュレッダー使用は必要最小限とすること など

●食品ロスの削減

- ・消費期限等の近い商品の割引販売や小盛メニューの提供など、県庁の食堂や売店における食品ロスの削減に努めます。
- ・職員から食品の寄附を募り、フードバンク団体などに提供するフードドライブを実施します。

●定時退庁日における定時退庁の徹底

- ・働き方改革に加え、消灯による電気使用量の削減にもつながる定時退庁を一層推進します。

●グリーン購入の推進

- ・物品は、原則、石川県エコ・リサイクル認定製品、エコマーク、グリーンマーク等を含む石川県グリーン購入調達方針に基づき、調達します。
- ・コピー機やプリンタ複合機等は、石川県グリーン購入調達方針に基づき、導入します。

●職場の省エネ・省資源活動の徹底

- ・職場全体としてISO14001及びいしかわ事業者版環境ISOに取り組むとともに、職員一人ひとりが省エネ・省資源活動を徹底します。

- ・その他の省エネ、省資源活動例

〈電気・冷暖房等燃料使用量の削減〉

- ・空調の室内温度の適正化（冷房28度程度、暖房19度程度）及び適正運転（期間、時間等）の徹底
- ・クールビズ・ウォームビズの推進
- ・ブラインド、カーテンの利用による冷暖房効果の向上
- ・昼休み、時間外等での不要な照明の消灯
- ・不要な待機電源や使用していない事務用機器等の電源の切断
- ・コピー機等の事務用機器の適正な配置
- ・省エネ型の事務用機器、照明機器、電気製品の導入
- ・エレベーターの利用を控え、階段を利用

〈水使用量の削減〉

- ・洗面、食器洗い、洗車等における水使用の抑制
- ・定期的な点検による漏水の防止の徹底

〈廃棄物の削減〉

- ・使い捨て製品は可能な限り使用を抑制
- ・詰替え可能な製品や簡易梱包された商品の使用促進
- ・事務用品は可能な限り長期間使用

<用紙類の使用量の削減>

- ・タブレット等を活用したペーパーレス会議の推進等、会議資料における紙の使用を抑制
- ・資料はページ数や部数を必要最小限に抑制
- ・両面コピー、縮小コピー、片面使用済みコピー用紙の再利用を徹底
- ・コピー機は使用前後に設定（部数等）をリセットし、ミスコピーを防止
- ・不必要なFAXの送付状は省略
- ・メールの有効活用により、事務連絡などの紙の抑制
- ・個人保有の書類を極力削減し、回覧や電子データとして共有利用するなど、保存書類の削減の徹底
- ・むやみに資料を「作らせない、渡さない、求めない」を徹底
- ・外注印刷物の作成に当たっては、ページ数や部数を必要最小限に抑制

<職員の環境教育・啓発>

- ・庁内放送等による省エネ、省資源行動の呼びかけ
- ・環境分野の研修・講演会等の開催、職員への情報提供

<環境保全活動の実践>

●環境保全活動に資する公務プラスワン活動の促進

- ・公務プラスワン活動(公務以外の自治会・PTA・民間団体等による地域活動への職員の参加を促す取組)の促進の一環として、海岸漂着物の回収ボランティアや各種清掃活動、森づくりボランティア、竹林伐採等の地域の環境保全に資する活動への積極的な参加を職員に働きかけます。

【行動目標】

No	指標名	現状	目標値
17	電気使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	106,628 MWh (2020年度)	103,700 MWh
18	冷暖房用等燃料使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	18,393 t-CO ₂ 〔 A重油 3,080 kL 灯油 2,313 kL 都市ガス 1,793 千m ³ プロパンガス 44 千m ³ 〕 (2020年度)	16,715 t-CO ₂
19	公用車の燃料使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	3,183 t-CO ₂ 〔 ガソリン 1,243 kL 軽油 116 kL 〕 (2020年度)	2,900 t-CO ₂
20	水使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	915 千m ² (2020年度)	890 千m ²
21	可燃ごみ排出量 ※指定管理者制度導入施設含む	1,147 t (2020年度)	1,110 t
22	用紙類の使用量 ※指定管理者制度導入施設含む	145,090 千枚 (2020年度)	127,000 千枚